

廃棄物焼却施設解体工事に伴う ダイオキシン類の汚染調査について (1/2)



○はじめに

廃棄物焼却施設においては、焼却炉本体、煙道設備、除じん設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備、廃熱ボイラー等がダイオキシン類に汚染されている恐れがあるとともに、これらの設備の解体に伴い、ダイオキシン類が作業場全体に拡散する可能性があります。

このため、厚生労働省では「廃棄物焼却施設における労働者のダイオキシン類ばく露防止対策について」(厚生労働省：基発第401号の2,平成13年4月25日付)の中で、以下の内容を規定しています。

- ・ 作業者の全身保護具等、保護規定
- ・ 解体対象設備の解体前のダイオキシン類汚染調査
- ・ 解体作業環境中のダイオキシン類の濃度測定
- ・ 焼却能力 200kg/時以上又は火格子面積 2 m²以上の焼却設備の解体には事前 (工事開始の14日前まで) に届出、等

○ダイオキシン類汚染調査対象

・ 解体前

焼却炉内焼却灰、すす、タール等炉壁付着物、廃熱ボイラー付着物、煙突下部付着物、煙道内飛灰、除じん装置内堆積物及び装置内壁面付着物、排煙冷却設備内付着物及び冷却水、排水処理設備内付着物及び沈殿物、その他の設備内付着物、作業環境測定(ガス状・粉塵状)

※追加的調査の実施

調査の結果、高濃度の汚染 (3000pg-TEQ/g を超える汚染) が検出された場合は、その周囲の箇所における汚染状況の追加調査を行う

また、作業中に新たな固形付着物が発見された場合等、新たにサンプリングを実施する必要が生じた場合には、速やかに当該箇所を隔離する等の措置を講じた上、当該箇所の調査を実施する

以上の調査結果を踏まえ、汚染除去作業、解体作業、排気・排水・汚染物の処理等を行う



・ 解体中

作業環境測定(ガス状・粉塵状)、洗煙水

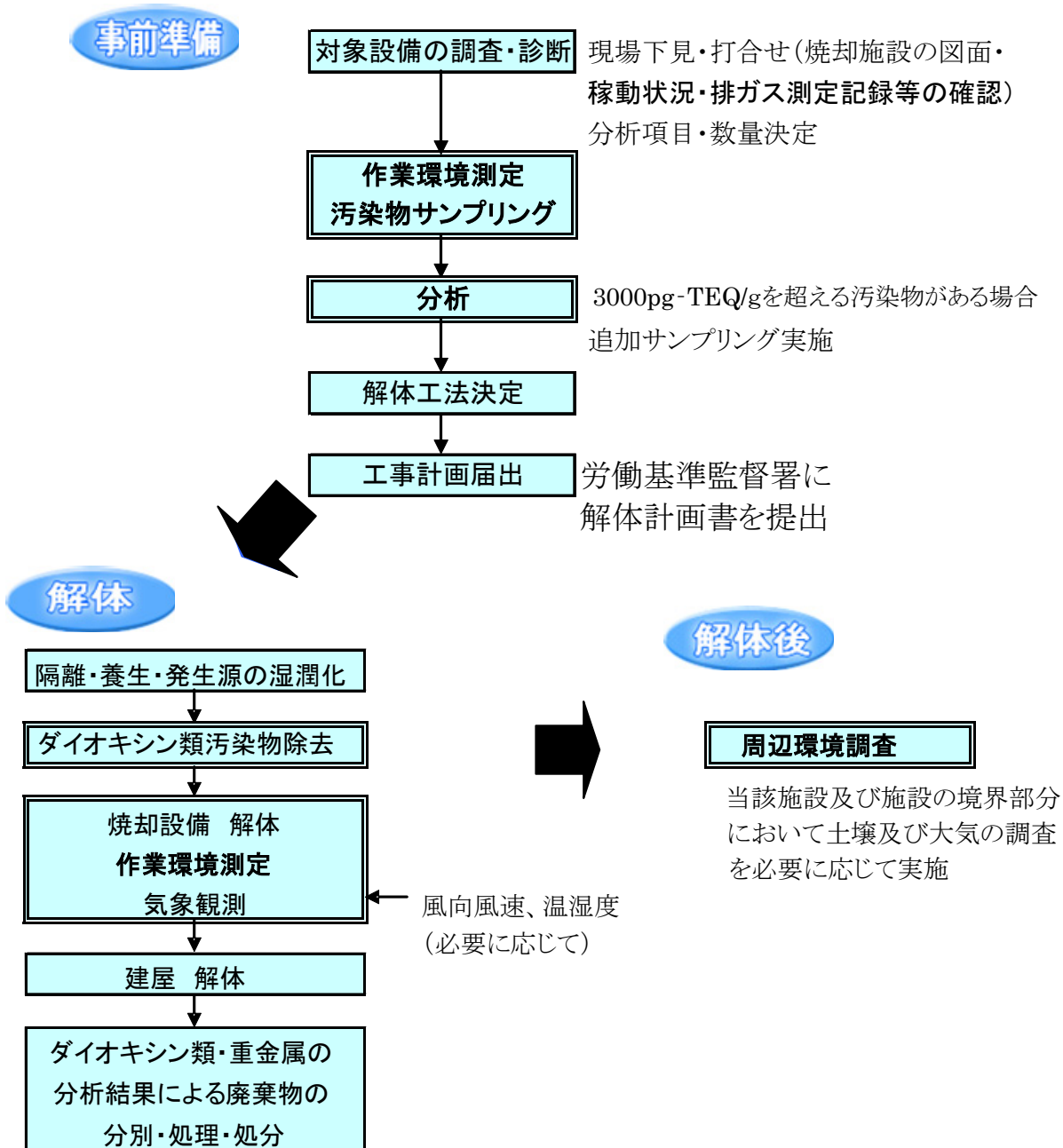
・ 解体後

周辺環境調査

廃棄物焼却施設解体工事に伴う ダイオキシン類の汚染調査について (2/2)



○焼却施設解体作業の流れ



詳しくは、当社、環境分析部 戸邊、磯貝(フリーダイヤル0120-01-2590 内線295、220)までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦トータルサニテーション管理
- ⑧委託試験・研究・開発

